

東朋香芝病院の保険医療機関の指定取消への 奈良県の対応について

平成25年6月
医療政策部

- 1 このたび、中和医療圏において診療報酬の不正請求による保険医療機関の指定取消しが行われました。この取消しの効果は、平成25年10月1日から発生し、同日以降は保険診療が行われなくなり、中和医療圏における病床数は、実質的には基準病床数を下回ることが見込まれるという不安定な状況となっています。
- 2 このため、奈良県は、中和医療圏における、より良質な医療提供体制の整備の観点から、「奈良県病院の開設等に関する指導要綱」第4条の規定に基づき新たな病院の整備計画を公募することとしました。
- 3 公募においては、
 - ① 救急医療をはじめとして地域の医療提供体制に空白を生じないこと
 - ② 保険医療機関の指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療を確保すること
 - ③ 今般の保険医療機関の指定取消処分の趣旨を損なわないこと、等を方針として病院の選定に望みます。
- 4 また、保険医療機関の指定取消を受けた病院の現有施設を活用する計画だけでなく、その他の場所での新設の計画も含め幅広く病院の整備計画の提案を求めます。
- 5 新しい病院がどのような医療を提供するのかは地域にとって大変重要な問題であります。奈良県は、以上の方針のもとに医療法に基づく病院の開設許可権限を適切に行使します。